

井原市就学前教育・保育施設再編整備計画の改定について【概要】

1 計画改定の経緯

本計画は、子どもたちにより良い教育・保育環境を提供することを目的として策定したものです。

計画策定後に開催した「地域説明会」及び「地域の声を聴く会」では、保護者や地域住民から計画の見直しを求める多くのご意見・ご要望をいただきました。特に、多くの保護者からは、「計画の公表から実施までが性急すぎる。」、「幼稚園を選択して入園しているため、少なくとも在園児が卒園するまでは存続してほしい。」、「小学校区ごとに幼稚園があることは井原市の良さであり、地域の幼稚園を残してほしい。」との切実なご意見が寄せられました。

これらのご意見や検討委員会の答申を踏まえ、保護者や地域の理解と協力を得ながら、子どもたちにとってより望ましい教育・保育環境を整備していくことが重要であると判断し、本計画を改定することとしました。

2 計画改定の基本的な考え方

今回の改定では、保護者や地域から寄せられたご意見等を踏まえつつ、答申にある幼児教育の質の確保との両立を図る観点から、次のとおりとします。

（１）在園児がいる幼稚園の取扱い

保護者からの強い要望を踏まえ、在園児がいる幼稚園については継続する。

ただし、当該年度の12月末の時点で、翌年度の継続在園希望者及び入園希望者がいない場合は、当該年度末をもって閉園する。

（２）園児募集の停止基準

一定規模の集団でより質の高い幼児教育が実施できるよう、園児募集の停止に係る基準を設ける。（改定前と同じ）

（３）幼稚園の学区制

保護者が子どもの実態や家庭の状況に応じて園を選択できるよう、幼稚園の学区制を廃止する。（改定前と同じ）

（４）認定こども園への再編

西江原地区、芳井地区及び美星地区については、幼保連携型認定こども園への再編整備を進める。（改定前と同じ）

3. 継続する幼稚園（改定後・改定前）

改定後		改定前	
高屋幼稚園	大江幼稚園	荏原幼稚園	出部幼稚園
木之子幼稚園	荏原幼稚園		
野上幼稚園	青野幼稚園		
井原幼稚園	出部幼稚園		
芳井幼稚園	計 9 園		計 2 園

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画（改定）

1 計画

公立就学前教育・保育施設の再編整備計画については、今後の井原市の就学前教育・保育施設のあり方についての答申と保護者や地域の意見・要望を踏まえ、次のとおり改定することとします。計画期間については、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

- 1 教育機能と保育機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園を3園とし、公立幼稚園及び保育園が設置されている西江原、芳井、美星地区の各園を順次移行する。
 - ・西江原地区：西江原幼稚園＋甲南保育園 → 令和9年度から移行
 - ・芳井地区：芳井保育園 → 令和9年度から移行
 - ・美星地区：美星幼稚園＋美星保育園 → 令和10年度から移行※芳井地区は芳井保育園の施設を、美星地区は美星幼稚園の施設を活用する。
※美星保育園は令和9年度末まで指定管理者制度による運営としている。
- 2 現在休園中の稲倉幼稚園、県主幼稚園は令和8年度末をもって閉園する。
※認定こども園への移行に伴い、西江原幼稚園、甲南保育園、芳井保育園、美星幼稚園、美星保育園は閉園する。
※当該年度12月末の時点で、翌年度の継続在園希望者及び入園希望者がいない場合は、当該年度末をもって閉園する。
- 3 今回の再編整備にあわせて、幼稚園の学区制を廃止する。
- 4 令和9年度以降における再編後の幼稚園の園児募集の停止に係る基準を次のとおり定める。
 - (1) 1学年の最低人数を4人とする。
(最低人数とは：役割を分担したり、互いに影響し合いながら活動を展開したりできる最小限の人数)
 - (2) 年度開始の4月1日に、4人未満となる学年がある状況が3年連続した場合、翌年4月からの全ての学年の園児の募集を停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。

Ⅱ 公立就学前教育・保育施設の再編整備計画

1 計画

公立就学前教育・保育施設の再編整備計画については、今後の井原市の就学前教育・保育施設のあり方についての答申を踏まえ、次のとおり定めることとします。計画期間については、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

1 公立の就学前教育・保育施設数は5園とする。

(1) 幼稚園は2園とし、荏原幼稚園及び出部幼稚園を継続する。

(2) 教育機能と保育機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園を3園とし、公立幼稚園及び保育園が設置されている西江原、芳井、美星地区の各園を順次移行する。

・西江原地区：西江原幼稚園＋甲南保育園 → 令和9年度から移行

・芳井地区：芳井幼稚園＋芳井保育園 → 令和9年度から移行

・美星地区：美星幼稚園＋美星保育園 → 令和10年度から移行

※芳井地区は芳井保育園の施設を、美星地区は美星幼稚園の施設を活用する。

※美星保育園は令和9年度末まで指定管理者制度による運営としている。

2 高屋幼稚園、大江幼稚園、稲倉幼稚園、県主幼稚園、木之子幼稚園、野上幼稚園、青野幼稚園、井原幼稚園は令和8年度末をもって閉園する。

※認定こども園への移行に伴い、西江原幼稚園、甲南保育園、芳井幼稚園、芳井保育園、美星幼稚園、美星保育園は閉園する。

3 今回の再編整備にあわせて、幼稚園の学区制を廃止する。

4 令和9年度以降における再編後の幼稚園の園児募集の停止に係る基準を次のとおり定める。

(1) 1学年の最低人数を4人とする。

(最低人数とは：役割を分担したり、互いに影響し合いながら活動を展開したりできる最小限の人数)

(2) 年度開始の4月1日に、いずれかの学年が3年連続4人未満となる場合、翌年4月からの全ての学年の園児の募集を停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。

なお、今回の再編整備計画については、次の点を考慮しました。

・現在の園児数と、令和11年度までの教育・保育の量の見込みから、今後の1号認定の利用者は、120人程度であり、この定員を満たすこと。

・幼稚園については、3・4・5歳児の保育室に加えて、預かり保育室を別に備えることが可能であること。(この条件を満たす施設は、荏原、井原、出部の3園)

・施設管理の観点から、建築後の経過年数が極力短いこと。

・各施設の配置により、市民が利用しやすい就学前教育・保育サービスの提供が可能であること。

幼稚園の園児募集の停止に係る基準について

(1) 1学年の最低人数を4人とする。

(2) 年度開始の4月1日に、4人未満となる学年がある状況が3年連続した場合、翌年4月からの全ての学年の園児募集を停止する。その後、在園児の卒業をもって閉園する。

	3歳児	4歳児	5歳児	
R9.4.1	4人	3人	5人	1年目
R10.4.1	3人	4人	4人	2年目
R11.4.1	4人	4人	3人	3年連続となり、翌年度からの園児募集を停止する。
R12.4.1		4人	4人	
R13.4.1			4人	
R14.4.1				閉園

	3歳児	4歳児	5歳児	
R9.4.1	2人	3人	5人	1年目
R10.4.1	3人	2人	3人	2年目
R11.4.1	3人	5人	4人	3年連続となり、翌年度からの園児募集を停止する。
R12.4.1		2人	3人	4歳児2人が転園を選択した場合は、当該年度末で閉園。
R13.4.1			0人	閉園
R14.4.1				

	3歳児	4歳児	5歳児	
R9.4.1	4人	3人	5人	1年目
R10.4.1	3人	4人	3人	2年目
R11.4.1	4人	4人	4人	
R12.4.1	2人	4人	4人	1年目
R13.4.1	3人	2人	4人	2年目
R14.4.1	1人	3人	3人	3年連続となり、翌年度からの園児募集を停止する。
R15.4.1		1人	3人	
R16.4.1			1人	
R17.4.1				閉園

幼稚園見学会の開催について

令和9年度より、お住まいの学区に関係なく
ご希望の幼稚園に入園できるようになります

令和9年度幼稚園に入園希望のお子様及び保護者の方を対象とした見学会を実施します。見学を希望される方は、ご参加ください。（現在在籍している幼稚園から別の幼稚園への転園を考えている方も対象です。）

申し込みは不要です。見学の際は上履きをご持参ください。

幼稚園名	開催日程 (時間9:00~11:30)	連絡先(住所/電話番号)
高屋幼稚園	9月24日(木)、10月7日(水)	高屋町1417番地/67-0138
大江幼稚園	9月24日(木)、10月15日(木)	大江町2953番地/67-0130
木之子幼稚園	9月24日(木)、10月15日(木)	木之子町3047番地1/62-1818
荏原幼稚園	9月17日(木)、10月1日(木)	東江原町2788番地1/62-3971
野上幼稚園	9月17日(木)、10月5日(月)	野上町3218番地1/63-1340
青野幼稚園	9月15日(火)、10月5日(月)	青野町2575番地1/62-6854
井原幼稚園	9月24日(木)、10月13日(火)	井原町1123番地5/62-0575
出部幼稚園	9月24日(木)、10月6日(火)	上出部町318番地/62-0821
美星幼稚園 令和10年度 認定こども園 に移行予定	9月17日(木)、10月13日(火)	美星町大倉2456番地5/87-4178
芳井幼稚園	9月17日(木)、10月15日(木)	芳井町吉井4103番地1/72-0429

※上記の日時以外での見学を希望される場合は、見学希望の園へご相談ください。

※ご不明な点がございましたら、見学希望の園、または教育委員会学校教育課(62-9532)にお問い合わせください。

・公立認定こども園の見学について

令和9年度から認定こども園に移行予定の西江原幼児園、芳井保育園では随時見学を受け付けています。見学を希望される場合は事前に見学希望の園へ連絡してください。

西江原幼児園 62-1610

芳井保育園 72-0203

